

廃棄物収集業務に従事する皆様へ

シートベルト着用していますか！

座席ベルト装着義務の免除規定とは

《道路交通法施行令第26条の3の2第6号》

国家公安委員会規則で定める業務に従事する者が、当該業務につき頻繁に自動車に乗降することを必要とする区間において当該業務のために使用される自動車を運転するとき

《国家公安委員会規則》

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づき、①市町村又は②一般廃棄物の収集を市町村から委託された者若しくは③一般廃棄物の収集につき市町村長から許可を受けた者が行う一般廃棄物の収集業務

つまり…一般廃棄物の収集業務中に、頻繁に自動車を乗降することを必要とする区間においてのみ免除されます。



地域間の移動や収集施設への移動等、頻繁に乗り降りをする必要がない区間では、シートベルトを着用しなければなりません。

命を守るためにシートベルトを着用しましょう！

また、運転者には、同乗者にシートベルトを着用させる義務があります！



あなたのお大切な方が、あなたのお帰りを待っています



大分県警察

